

【りそなマーチャントバンクアジア】

「シンガポールの Covid-19 感染拡大に関する経済の追加支援策」(1/2)

3月26日、シンガポール政府は、新型コロナウイルス(Covid-19)の感染拡大で深刻な被害を受けている労働者や中小企業、家庭を救済するための第2弾の経済対策として約S\$480億(約3兆6,480億円)の拠出を発表した。2月18日発表の2020年度予算案(20年4月～21年3月)に盛り込んだ第1弾と合わせた拠出金の合計は国内総生産(GDP)の11%に相当するS\$550億近くに上る。

第2弾の経済対策は、事業継続、国境封鎖で旅客需要がほぼ消滅し業績が悪化する航空・観光業界などの救済、シンガポール人の雇用維持が柱となる。具体的には、企業の賃金支給への支援や法人所得税の納付猶予、観光・航空業界向けの強化支援策などが盛り込まれた。

財源として政府準備金の過去蓄積分から最大S\$170億を取り崩す。政府準備金の取り崩しは世界金融危機リーマン・ショックの影響を受けた2009年以来11年ぶり。主な緊急支援策内容は下記の通り。

1) 従業員の賃金支払い助成策

法人向けには、従業員の賃金支払いの助成策として、今年10月までに計S\$162億を拠出する。雇用支援として、シンガポール国民または永住権取得者(PR)である各従業員の賃金月額額の25%相当を助成する。第1弾発表時の8%から大幅に引き上げた。また、特に打撃の大きい航空・観光部門と、食品・サービス部門にはより手厚くそれぞれ75%、50%の賃金支援を提供する。従業員の賃金レベルにかかわらず、1人当たり月額S\$4,600(約34万9,600円)を上限に助成金を支給する(第1弾時点のS\$3,600から増額)。支給期間は第1弾支援の3ヵ月間から延長し、20年末までとする。

支給対象賃金参考例:

ローカル従業員	月額賃金 ^{*1}	助成対象賃金	従業員への月あたり助成額		
			航空・観光部門 (75%)	食品・サービス部門 (50%)	その他産業 (25%)
従業員 A	S\$4,000	S\$4,000	S\$3,000	S\$2,000	S\$1,000
従業員 B	S\$4,500	S\$4,500	S\$3,375	S\$2,250	S\$1,125
従業員 C	S\$5,000	S\$4,600	S\$3,450	S\$2,300	S\$1,150

^{*1} 従業員が負担する日本の年金に相当する CPF 拠出金を含む。ただし、雇用主負担の CPF 拠出金は除く。

2) 中小企業向けの融資枠を拡大

シンガポール企業庁(Enterprise Singapore: ESG)は、中小企業の資金調達をサポートする企業融資スキーム(Enterprise Financing Scheme: EFS)の融資枠およびリスク分担を拡大、中小企業向けの融資を後押しする。申込期間は、2020年4月1日～2021年3月31日まで。ただし、対象になるには、中小企業の株式の最低30%をシンガポール人またはPRが保有していることが条件となる。

種類	金額	期限	ESGの保証	金利
運転資金融資	1社当たりの上限をS\$600,000から S\$1,000,000 (約7,600万円)へ引き上げる。	5年	80% 従来は70%	金融機関による 自主判断
貿易金融融資	1企業グループ当たりの上限をS\$1,000,000から S\$5,000,000 (3億8,000万円)へ引き上げる。	1年	80% 従来は70%	金融機関による 自主判断
ブリッジローン (つなぎ融資)	1社当たりの上限をS\$1,000,000から S\$5,000,000 へ引き上げる。	5年	80% (一時的措置)	上限金利は、年 率5%まで
貸付金保険制度	融資金額は、金融機関による自主判断	1年	保険料貸し付けへの補助金比率 を50%から 80% に引き上げる。	

【出所: Press Release “Supplementary Budget Statement”, Ministry of Finance】

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3791
(大阪) 電話 06-6268-1907

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいようお願い致します。
*禁無断転載



【りそなマーチャントバンクアジア】

「シンガポールの Covid-19 感染拡大に関する経済の追加支援策」(2/2)

3) 法人税の月次予納の3ヵ月猶予

法人税の予納期限は3ヵ月後ろ倒しにする。4月分からの月次納税は、7月から順次納税できるようにする。個人事業主の所得税の納期も同様に3ヵ月延長する。

4) 固定資産税の免除

新型コロナウイルスの影響で深刻な状況にある一部の商業施設(ホテル、展示会場、空港、クルーズセンター、レストラン、映画館、リクリエーション施設など)を対象に、今年分を全額還元する。ホテル施設のうち、カジノ統合型リゾート(IR)については60%のみ還元する。オフィス不動産、工業不動産や倉庫施設などについては30%を還元する。

5) 国民への一時金支給

家庭や個人への経済支援策として、全ての21歳以上の成人国民を対象に、収入に応じて1人当たりS\$300～S\$900(約2万2,800～6万8,400円)の一時金を支給する。また、20歳以下の子どもがいる家庭への支援額については、1世帯当たりS\$300の一時金を支給する。さらに、満50歳以上の国民には、収入に関係なく1人当たりS\$100の一時金を追加支給。

その他、19年時点で35歳以上の国民のうち低所得労働者には、一律S\$3,000(約22万8,000円)を支給する。新型コロナウイルスの影響で収入が減少した自営業者に対し、9ヵ月にわたり1人当たり月S\$1,000(約7万6,000円)を支給する。タクシー・配車サービスの運転手には、車1台当たり9月まで毎月S\$300を支給する。

以上

【出所: Press Release “Supplementary Budget Statement”, Ministry of Finance】

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3791
(大阪) 電話 06-6268-1907

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願いします。 *禁無断転載